

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第 号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

中学校・小学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表の適用を受ける教育職員に対して旅費を支給する際の職務の級（行政職給料表に相当する職務の級）を規定する表を改正

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第14号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職務の級)		(職務の級)	
第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。 (1) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条に規定する給料表及び職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第4号ロに規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表（以下「行政職給料表」という。）に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。		第2条 条例第2条第2項に規定する「これに相当する職務」を定める場合には、次の基準によるものとする。 (1) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第4条に規定する給料表及び職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第1項第4号ロに規定する給料表の適用を受ける者の同項第1号に規定する給料表（以下「行政職給料表」という。）に相当する職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。	
行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級	行政職給料表の職務の級	中学校・小学校教育職員給料表の職務の級
8級	3級29号給以上	8級	3級45号給以上
医療職給料表（二）の職務の級		医療職給料表（二）の職務の級	

7 級		及び定年前再任用短時間勤務教育職員 4 級	
6 級	3 級 41 号 給 以上 及び定年前再任用短時間勤務教育職員 4 級	3 級 1 号 給 から 28 号 給 まで 及び 定年前再任用短時間勤務教育職員 3 級	省略
5 級	3 級 1 号 給 から 40 号 給 まで 及び	省略	省略
4 級	定年前再任用短時間勤務教育職員 3 級		
3 級	特 2 級 12 号 給 以上 及び 2 級 65 号 給 以上	特 2 級 12 号 給 以上 及び 2 級 53 号 給 以上	省略 省略
2 級	特 2 級 1 号 給 から 11 号 給 まで、 2 級 49 号 給 から 64 号 給 まで 並び に定年前再任用短時間勤務教育職員 特 2 級 及び 2 級	特 2 級 1 号 給 から 11 号 給 まで、 2 級 37 号 給 から 52 号 給 まで 並び に定年前再任用短時間勤務教育職員 特 2 級 及び 2 級	省略
省略			
備考 省略			

7 級		及び定年前再任用短時間勤務教育職員 4 級	
6 級	3 級 53 号 給 以上 及び定年前再任用短時間勤務教育職員 4 級	3 級 1 号 給 から 44 号 給 まで 及び 定年前再任用短時間勤務教育職員 3 級	省略
5 級	3 級 1 号 給 から 52 号 給 まで 及び	省略	省略
4 級	定年前再任用短時間勤務教育職員 3 級		
3 級	特 2 級 24 号 給 以上 及び 2 級 65 号 給 以上	特 2 級 24 号 給 以上 及び 2 級 53 号 給 以上	省略 省略
2 級	特 2 級 1 号 給 から 23 号 給 まで、 2 級 49 号 給 から 64 号 給 まで 並び に定年前再任用短時間勤務教育職員 特 2 級 及び 2 級	特 2 級 1 号 給 から 23 号 給 まで、 2 級 37 号 給 から 52 号 給 まで 並び に定年前再任用短時間勤務教育職員 特 2 級 及び 2 級	省略
省略			
備考 省略			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案説明

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第 号）が施行されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。